

平成29年度 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会議事録

日 時 平成30年2月8日(木) 13:29~14:54

場 所 あけぼのビル 501会議室

出席者 ○出席委員(11名)

杉林 堅次 委員
亀井 美登里 委員
新藤 健 委員
金子 伸行 委員
原 彰男 委員
町田 充 代理者
杣山 芳弘 委員
植田 富美子 委員
紺野 玄之 代理者
桑島 修 委員
柴田 潤一郎 委員

○志木市

保険年金課 課長 榎本 章一

○事務局

保健医療部副部長
薬務課長
薬務課 副課長
薬務課 主幹
薬務課 主査
薬務課 技師

奥山 秀
天下井 昭
丹戸 秀行
青木 一人
山越 基晴
萩原 愛梨

○関係課所

保健医療政策課 副課長
国保医療課 主幹
福祉部社会福祉課 主幹
朝霞保健所 担当部長
衛生研究所 専門研究員
病院局経営管理課 主査

檜山 志のぶ
赤沼 知真
江森 正幸
池田 佳代
新藤 正之
中山 しのぶ
濱田 佳子
藤見 祐希
松丸 秀之

議 事 (1) 報告事項

- ア 平成29年度事業結果について
- イ 関係各課所の取組状況について
 - (ア) 保健医療部薬務課
 - (イ) 保健医療部国保医療課
 - (ウ) 福祉部社会福祉課
 - (エ) 朝霞保健所
 - (オ) 衛生研究所
- ウ 志木市との連携事業について

(2) 協議事項

- 平成30年度事業計画(案)について

午後1時29分 開会

○（司会）丹戸副課長 皆さん、こんにちは。

本日は、お忙しいところご出席いただきましてまことにありがとうございます。

ただいまから平成29年度埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます薬務課の丹戸でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは初めに、当協議会の新藤会長に御挨拶をいただきます。

○新藤会長 当協議会の会長を務めさせていただいております埼玉県医師会の新藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

着座で失礼いたします。

本日は、平成29年度埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を開催いたしましたところ、委員の先生方、公私ともに大変お忙しい中、御出席いただきましてまことにありがとうございます。

この協議会は、国の後発医薬品の安心使用促進アクションプランに基づくもので、埼玉県では、平成20年度にこの協議会を設立いたしました。それ以来9回にわたって県民及び医療関係者が安心してジェネリック医薬品を使用することができる環境整備について御協議されてまいりました。

本日は、埼玉県における今年度の取り組み状況等についてご報告を受けた後、来年度の事業計画案について御協議いただくこととなっております。

つきましては、委員の先生方のご協力を得ながら、忌憚のない御意見をいただきまして、活発な御議論をお願いしたいと思ひまして、本日の協議会を進めてまいりたいと思ひます。

どうぞよろしくお願い致します。

○（司会）丹戸副課長 続きまして、県を代表いたしまして、奥山保健医療部副部長から御挨拶を申し上げます。

○奥山副部長 改めまして皆様こんにちは。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変御多忙の中を本日御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

また、皆様におかれましては、日頃本県の保健医療の推進につきまして格別の御理解、御協力をいただいているところでございます。この場をおかりいたしまして、改めて厚くお礼

を申し上げたいと思います。

さて、埼玉県におきましては、平成20年度にこの協議会を設置させていただき、委員の皆様方の御提案、御意見を頂戴しながらジェネリック医薬品の使用促進、普及啓発に努めてまいりました。

厚生労働省は、昨年9月に平成28年度の医療費が概算で約41兆3,000億円に上るという公表をしております。

高齢者割合の増加、医療の高度化などにより、医療費は年々増加する傾向にあり、国民皆保険制度の存続を脅かしかねないものとなっております。

医療費の是正化の施策といたしまして、ジェネリック医薬品の数量ベースの目標値につきましては、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針2017におきまして2020年9月までに80%にするという高い目標が示されております。

本県のジェネリック医薬品の普及状況でございますが、昨年9月現在70.8%となりまして、全国平均の69.6%を上回る水準となっております。本日は、この国の目標の実現に向け、この協議会の来年度事業につきまして御提案をさせていただく予定でございます。

委員の皆様には、忌憚のない御意見を頂戴したいと考えております。ぜひとも御協力をお願いいたします。

埼玉県といたしましては、少しでもジェネリック医薬品の普及が促進され、患者さんの負担軽減、そしてひいては医療費適正化の推進につながるよう関係団体などと協力し、ジェネリック医薬品の一層の使用促進に努めてまいりたい、このように考えております。

どうか委員の皆様方におかれましては、引き続き御理解、御協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ですが、御挨拶にさせていただきます。

本日はお世話になります。どうぞよろしく願いいたします。

○（司会）丹戸副課長 議事に入る前に、資料の確認をさせていただきます。

お手元にお配りしております資料一覧を御覧ください。

次第、資料一覧と平成29年度埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会資料1部でございます。

次に、参考資料1の埼玉県ジェネリック医薬品モデル病院・採用リスト、A4の横のものがございます。

次に、参考資料2の都道府県別埼玉县市町村別後発医薬品割合、紙1枚のものでございます。

次に、資料3のジェネリック医薬品数量ベースの推移と目標、横長のA4のもので、資料1枚のものでございます。

次に、本日の出席者名簿、座席表、希望シール、啓発資材のウェットティッシュ、以上でございます。

不足等ございませんでしょうか。

ないようでございますので、次に、本日の協議会にご出席の委員の皆様を御紹介させていただきます。

では、お手元の配付資料1、埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会出席者名簿を御覧ください。

出席者名簿の学識経験者の方から御紹介いたします。

学校法人城西大学理事、城西国際大学学長、城西大学薬学部薬科学科教授の杉林委員でございますが、所用の関係で若干遅れるとの連絡を受けております。

次に、埼玉医科大学医学部社会医学教授の亀井委員でございます。

○亀井委員 亀井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 次に、関係団体を代表する方でございます。

先ほど御挨拶をいただきました当協議会会長の一般社団法人埼玉県医師会常任理事の新藤委員でございます。

○新藤会長 新藤です。よろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 一般社団法人埼玉県薬剤師会副会長の金子委員でございます。

○金子委員 金子でございます。よろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 埼玉県公的病院協議会理事の原委員でございます。

○原委員 原です。よろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 一般社団法人埼玉県病院薬剤師会副会長の松本委員の代理で、一般社団法人埼玉県病院薬剤師会理事の町田様でございます。

○町田代理者 町田でございます。よろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会常務理事の柚山委員でございます。

○柚山委員 柚山でございます。よろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 埼玉県地域婦人会連合会副会長の植田委員でございます。

○植田委員 植田でございます。よろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課長の白石委員の代理でレ

セプト給付係長の紺野様でございます。

○紺野代理者 紺野と申します。よろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 健康保険組合連合会埼玉連合会埼玉連合会常任理事事務局長の桑島委員でございます。

○桑島委員 桑島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 全国健康保険協会埼玉支部支部長の柴田委員でございます。

○柴田委員 柴田でございます。よろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 なお、一般社団法人埼玉県歯科医師会副会長の小杉委員、埼玉県製薬協会会長の高井委員及び公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会常務理事兼事務局長の落合委員でございますが、本日所用により御欠席の御連絡をいただいております。

また、本日は、市町村における取り組み等についてご紹介いただくため、志木市健康福祉部保険年金課課長の榎本様に御出席いただいております。

○榎本課長 志木市の榎本でございます。よろしくお願ひいたします。

○（司会）丹戸副課長 次に、事務局職員でございますが、お手元の座席表をもちまして紹介にかえさせていただきます。

議事に入ります前に、会議等の公開につきまして皆様に御説明させていただきます。

埼玉県情報公開条例及び附属機関等への県民参加の促進に関する指針に従いまして、会議や議事録等は、原則として公開するということになっております。会議の開催につきまして県民に周知しましたところ、本日傍聴希望者が1名おりました。傍聴者席に着席していただいております。

傍聴される方は、受付で配付いたしました傍聴要領の注意事項を守って傍聴くださるようお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

当協議会設置要綱第6条の規定により、会長は会議を招集し、会議の議長となるとなっておりますので、新藤会長に議長として議事の進行をお願いいたします。

それでは、新藤会長よろしくお願ひいたします。

○新藤議長 それでは、議長を務めさせていただきますので、皆様には議事の円滑な進行につきまして、よろしく御協力のほどをお願いしたいと思います。

まず、議事ですが、（1）報告事項のア 平成29年度事業結果について、事務局から御説明をお願いいたします。

○天下井課長 事務局の天下井と申します。よろしくお願いたします。

それでは、平成29年度事業結果（総括）について御説明させていただきます。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

なお、各事業の詳細につきましては、関係各課所の取り組み状況において各課所から説明をさせていただきます。

初めに、会議の開催についてでございます。

平成29年8月2日及び12月13日に、朝霞保健所において南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を開催しました。

10月26日に、志木市民会館において志木市地域医療連絡協議会が開催され、薬務課職員が出席しております。また、3月22日にも開催が予定されております。

本日、2月8日に、あけぼのビルにおいて埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を開催いたしました。

次に、医療機関向けの普及啓発でございます。

郡市医師会及び地域薬剤師会からの希望により、ジェネリック医薬品勉強会を開催いたしました。これまでに4回開催し、今月1回開催する予定になっております。

資料2ページをお開きください。

平成29年12月に、県内4病院のご協力をいただき、汎用ジェネリック医薬品リストとして、埼玉県ジェネリック医薬品モデル病院・採用リストを作成し公表いたしました。

3月7日に、埼玉県薬剤師会と共催でジェネリック医薬品研修会を開催する予定としております。高田製薬株式会社様に御協力をいただき、幸手工場においてジェネリック医薬品製造の現状について研修を実施いたします。

社会福祉課では、生活保護受給者に対してジェネリック医薬品を処方することについて、医療機関の訪問を実施いたしました。

次に、県民向けの普及啓発でございます。

平成29年5月28日に、熊谷スポーツ文化公園において開催されたスポーツフェスティバル2017において、ジェネリック医薬品の普及啓発資材を配布いたしました。

10月17日から23日に実施された「薬と健康の週間」において、保健所等でジェネリック医薬品の普及啓発資材を配布いたしました。

12月から1月には、埼玉県ホームページの「健康コンテンツ」において、ジェネリック医

薬品に関するページを掲載いたしました。

2月には、厚生労働省作成のポスター、リーフレット、ジェネリック医薬品希望シール等を関係各課及び関係団体を通じて配布いたします。

資料3ページに移らせていただきます。

各市町村及び国民健康保険組合において、ジェネリック医薬品に切りかえた場合の差額通知及びジェネリック医薬品希望カードや希望シールを被保険者の方に対して送付いたしました。

次に、調査・検査・その他についてでございます。

平成29年5月に、朝霞保健所では、南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の事業として、ジェネリック医薬品に関する意識・実態調査を実施いたしました。

社会福祉課では、昨年度実施した後発医薬品使用促進事業の取りまとめを行い、各福祉事務所等に結果を還元いたしました。

衛生研究所では、後発医薬品品質確保対策事業として、品質確認のための試験検査及び立入検査におけるGMP指導を実施いたしました。

1月29日に、埼玉県保健医療部長、埼玉県薬剤師会長、協会けんぽ埼玉支部長らによるジェネリック医薬品の普及啓発のための座談会を実施いたしました。この座談会の様子につきましては、後ほど柴田委員から御説明をいただきたいと存じます。

なお、この座談会の内容につきましては、2月23日金曜日の埼玉新聞に掲載される予定となっております。

以上で平成29年度事業結果の説明を終わらせていただきます。

○新藤議長 ありがとうございます。

次に、ただいま御報告いただきました埼玉新聞社の普及促進に関する座談会におきまして、企画者であります柴田委員から、当日の模様について御説明をお願いしたいと思います。

○柴田委員 協会けんぽの柴田でございます。お時間いただいて当日のお話を申し上げます。

まず、今回の座談会ですが、このジェネリック協議会でも昨年もいろいろ普及活動、報告させていただいているところですが、今回の座談会に先立って毎年セミナーと座談会を交互にやっております、セミナーは既に2回、座談会が2回目ということになります。

セミナーの第1回目には新藤会長にもパネラーとしてご出席いただきまして、おそらく県保険者、医師会さん初め薬剤師会さん、いろんな方々の協力のもとに初めて大々的なのが4年前だったと思いますが、開催できたと思います。それから毎年、次は座談会、そしてセミ

ナー、また今回座談会という形で、少しでも県民の方々に正しい理解をしてもらおうということで、努力をオール埼玉でしているところであります。

今回につきましては、埼玉新聞社さんの御協力を得まして、新聞紙上での座談会ということで、出席メンバーが埼玉県本多保健医療部長、それから薬剤師会の鯉淵会長さん、それから県民目線からということで企業の経営者、株式会社菓匠右門の町田社長さん、株式会社菓匠右門というのは川越の和菓子屋さんです。「いも恋」でご存じの方もいるかと思えますけれども、それと私と4名で座談会をしたというところであります。

どんな形で進めていったかという、まずは県民目線からジェネリックに対するイメージ、感想等をお話いただきました。その中で県民目線からだ大体いつも同じようなお話なんです、安いと効き目がよくないんじゃないかなというところをいまだに若干思う人たちがいると。

それから、やっぱり医師かあるいは薬剤師さんから処方された後、ちゃんと説明があれば安心して使えるんだけれどもというような御意見がありました。

ただ、ジェネリックというイメージは、テレビのコマーシャルで有名な影響力のある女優さんがやっている影響というのは、非常に大きいらしくて、そのイメージも語られていました。

これを受けて、薬剤師会の鯉淵会長からジェネリック医薬品のことを御説明いただいて、安いからだめよじゃないのは当然のことながら、ジェネリックのほうがいい場合もあると。何かというと、薬の周りにたくさんいろんなものがコーティングされているんですけども、ジェネリックの中には新薬よりは飲みやすくしているものもあるし、お子さん用にはもっと飲みやすくするあるいは大きいものを小さくするとかいろいろなことでジェネリックの方が患者さんによってはいい場合もあるよというようなこともお話いただきました。

その後、ジェネリック医薬品の使用促進の背景を行政の立場から本多部長さんからお話いただきまして、先ほど副部長からお話のあったような医療費が高騰する中で、いかにやっていくかと。80%を目標にというようなお話がありました。

それから、その後ですね、ジェネリックの使用促進のための取り組みということで、県とそれから薬剤師会とそれから協会けんぽからそれぞれお話をしたところです。取組内容は、いつもお話ししているところで普及活動をしたり、正しい理解をするようにしたいというものです。

協会けんぽでは、薬局さんのアンケートをとっています。その中では医療費の支払いが少

ない本人の負担が少ない人たちがジェネリックじゃないケースが非常に多いと。例えば小児、お子さんであるとか、老人とか、自己負担が少ないとやはりジェネリックへの切りかえが少ないねと。薬局さんへのアンケートの結果としてありました。

その後、先ほども副部長のお話の中から医療費を抑制するためにジェネリック医薬品80%という御説明がありましたが、それ以外に医療費適正化で何かやれることはないのだろうかということで、ジェネリックから多少離れるんですが、そこから波及して多剤服用、本人にもいろいろな薬をたくさん飲むと、副作用が書いてある以外にいろいろ出てきてよくないし、飲み残す薬も出てきます。

それから、多剤服用ではなくて多受診による同じ薬をたくさんもらう、こういったところをしっかりと対応していくことによって、医療費を抑制できるのではないだろうかというのを最後のほうに少し座談会でお話をしました。今後ジェネリック一本ではなくて、こういった面も含めながら薬の正しい理解と正しい使用の仕方を県民にいろいろしっかりと伝えていくということが重要だねというようなことで、座談会は終了したというところであります。

先ほどお話あったとおり、2月23日の金曜日に埼玉新聞社さんのご協力で1面全部使って座談会記事として載る予定でありますので、是非御覧ください。

以上です。

○新藤議長 柴田委員ありがとうございました。

御質問等は次の報告事項イが終わりました後、一括でお願いしたいと思います。

続きまして、報告事項のイですが、関係各課所の取り組み状況について、まず薬務課からお願いいたします。

○天下井課長 薬務課の取り組み状況について御説明させていただきます。

失礼して着座にて説明いたします。

資料4ページをお開きください。

初めに、会議の開催等についてでございます。

本日、2月8日にあけぼのビルにおいて、埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会を開催いたしました。

平成29年8月2日及び12月13日に朝霞保健所において開催された南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会に薬務課職員がオブザーバーとして出席いたしました。

次に、ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発（医療関係者向け）でございます。

資料5ページに移らせていただきます。

郡市医師会及び地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催についてでございます。

郡市医師会及び地域薬剤師会からの希望によりジェネリック医薬品勉強会を開催いたしました。

なお、ジェネリック医薬品の品質、供給状況については、ジェネリック医薬品メーカーの担当者にご協力をいただきました。

平成29年8月22日に桶川市薬剤師会、10月13日に寄居薬剤師会、11月17日に小川薬剤師会、11月29日に蕨戸田市医師会で開催いたしました。これまでに4回開催し、合計64名の医師・薬剤師の先生方にご参加をいただいております。また、今月16日に行田市薬剤師会で開催する予定となっております。

次に、汎用ジェネリック医薬品リストの作成についてでございます。

ジェネリック医薬品は1つの有効成分に対して数多くのジェネリック医薬品メーカーが供給していることから、医療機関や薬局はどのメーカーのジェネリック医薬品を採用したらよいか、判断に苦慮している状況がございます。

ジェネリック医薬品の使用に積極的な医療機関である獨協医科大学越谷病院、さいたま赤十字病院、県立がんセンター、県立循環器・呼吸病センターの4病院にご協力をいただき、埼玉県ジェネリック医薬品モデル病院・採用リストを12月に作成し、公表いたしました。

このジェネリック医薬品の採用リストを作成することにより、ジェネリック医薬品の採用に苦慮している医療機関、薬局の一助となり、使用促進につながるものと考えております。

当リストは、関係団体に通知するとともに、埼玉県及び厚生労働省のホームページに掲載しております。

次に、ジェネリック医薬品メーカーの工場視察についてでございます。

3月7日に、埼玉県薬剤師会と共催でジェネリック医薬品研修会を開催する予定としております。この研修会では、薬剤師の方々にジェネリック医薬品の製造の現状を認識していただくことにより、ジェネリック医薬品に対する不安等を払拭していただき、患者さんに対するジェネリック医薬品の説明などの一助としていただくものです。

ジェネリック医薬品メーカーである高田製薬株式会社様にご協力をいただき、高田製薬株式会社幸手工場において、医薬品製造工場の視察を行うとともに、ジェネリック医薬品製造の現状について研修を実施いたします。

次に、ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発 県民向けでございます。

資料6ページをお開きください。

リーフレット、啓発資材の作成・配布についてでございます。

啓発資材としてお手元に配付させていただいておりますジェネリック医薬品希望シール及び啓発用ウェットティッシュを作成いたしました。また、現在、県民向けリーフレットを作成しているところでございます。このリーフレットは、保健所や薬局店頭におきまして配布する予定としております。

また、イベント等の機会を利用いたしまして、5月28日には、熊谷スポーツ文化公園において開催されましたスポーツフェスティバル2017において、10月31日には、埼玉会館において開催しました第46回埼玉県薬事衛生大会において啓発資材の配布を行いました。

次に、県民向けの広報でございます。

平成29年12月から平成30年1月に、埼玉県ホームページの健康コンテンツにジェネリック医薬品の使用促進の記事を掲載いたしました。

次に、関係機関、団体との連携についてでございます。

資料7ページに移らせていただきます。

全国健康保険協会埼玉支部との連携事業についてでございます。

先ほど柴田委員からご説明のありましたとおり、1月29日に埼玉県保健医療部長、埼玉県薬剤師会長、協会けんぽ埼玉支部長らによるジェネリック医薬品の普及啓発のための座談会を実施したところでございます。

繰り返しとなりますが、この座談会の内容につきましては、2月23日金曜日の埼玉新聞に掲載される予定となっております。

次に、志木市との連携事業についてでございます。

平成29年10月26日に、志木市民会館において開催された志木市地域医療連絡協議会に薬務課職員がオブザーバーとして出席いたしました。3月に開催される予定の同協議会にも薬務課職員がオブザーバーとして出席する予定でございます。

また、本日の協議会に、志木市健康福祉部保険年金課長の榎本様に御出席をいただいております。

最後に、関係機関・団体への啓発資材の提供についてでございます。

各市町村等で行われる健康まつりなどのイベントにおいて活用していただくために、県が作成いたしました啓発資材を提供したところでございます。

以上で、薬務課の取り組み状況について説明を終わらせていただきます。

○新藤議長 ありがとうございました。

続きまして、国保医療課から御説明をお願いいたします。

○赤沼主幹 国保医療課国保事業担当の赤沼と申します。よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

お手元の資料8ページ、国民健康保険における普及啓発の取り組みを御覧ください。

事業の内容についてでございます。

1番、保険者の取り組みといたしまして、市町村国保及び国保組合では、被保険者に対し、ジェネリック医薬品希望カード及びジェネリック医薬品希望シールを配布しております。

また、処方された薬をジェネリック医薬品に切りかえた場合、自己負担額がどのくらい軽減されるかを試算したジェネリック利用差額通知を送付しております。

2番、県の財政支援についてでございます。

ジェネリック医薬品の利用促進に係る郵送料につきまして、市町村に対し県の財政調整交付金を交付しているところでございます。

続きまして、平成29年度の実施結果でございます。

1番、希望カード・シールの配布、利用差額通知の送付の実施保険者数についてでございます。

希望カードにつきましては、市町村が24、国保組合が2で合計26保険者が添付いたしました。

希望シールにつきましては、53市町村、4国保組合で合計57保険者が実施しております。

希望カード・希望シール双方実施した市町村が14、組合が1で合計15となっております。

また、利用差額通知につきましては、市町村につきましては全63市町村、組合につきましては5組合が実施し、合計68保険者が実施しております。

2番、県の財政支援についてでございます。

平成29年度につきましては、現在申請を受け付けているところでございますが、28年度は58市町、約1,000万円を交付したところでございます。

以上で国民健康保険における普及啓発の取り組みについての実施結果の報告を終わります。

○新藤議長 ありがとうございます。

続きまして、社会福祉課から御説明をお願いいたします。

○江森主幹 社会福祉課の江森と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、着座にて御説明申し上げます。

私ども社会福祉課では、生活保護の事務を担当しております。その中で多くを占める医療

扶助、これがかなりの額を占めるということで、医療費適正化に向けた動きということが重要視されております。

全国ベースで申し上げますと、現在生活保護の受給者が約200万人おりました、そのうち埼玉県内の被保護者となりますと約10万人おられます。これらが我々のターゲットということになります。

現在どのくらいその方々でお金がかかっているかというのを参考に申し上げますと、国全体では現在、保護費、平成28年度ベースでございますが、3兆6,000億ほどかかっておりました、そのうち扶助が8つございます。その一つである医療扶助、これが全体の約48%、1兆7600億ほどかかっているという状況でございますが、一方、埼玉県内の状況でございますが、やはり保護費全体ですと現在のところ約1,660億ほど要しておりました、平成28年度ベースでございますが、そのうちの医療扶助が約43%に当たります710億という金額になっております。

申し上げたとおり、埼玉県の場合、全国に比べ医療扶助のほうは少し比率が低くなっております。全国48%に対して埼玉では現在43%程度ですので、これはやはり人口構成等、まだ現在のところ若い県民が多いということも一因かと思われまます。

前提としてはそういった状況で、私どもでやらせていただきました事業についての御報告ですが、まず資料の9ページでございますけれども、後発医薬品使用促進事業（生活保護受給者向け）ということでございますが、昨年度もこの場でご報告申し上げさせていただきましたが、まず概要をざっくり申し上げますと、生活保護受給者の場合はどうしても先ほど柴田委員のほうでも自己負担の少ない方の後発医薬品の利用がどうもいま一つというお話がございましたけれども、生活保護受給者の場合、医療扶助を使うとお医者さんにかかっても自己負担がないということで、後発医薬品を積極的に選ぶメリットが彼らにとっては乏しいということがございまして、自己の意向で先発品を引き続き使用するというケースがございまます。

薬局の調査によりますと、患者さんの意向で後発医薬品を調剤しなかった人の割合というのが全体の65%というような調査結果がございまして。

こうした課題を受けまして、平成28年度、私ども県が管理しておるのは、いわゆる県の福祉事務所エリア、町村部になります。各市におきましては各市の福祉事務所が行うのですが、県管理の各町村部、4つの県福祉事務所管内におきまして地域の薬剤師さんの御協力を得て、各被保護者のお宅に伺いまして、今現在の状況等を伺い、お薬をきちんと服用されています

かというところから始まりまして、ジェネリック医薬品はいかがかというようなことをお尋ね申し上げます。その上で、ご協力をいただくというようになってまいります。

こういった事業をやったところ、今年度集計のほうがまとまってきたんですけれども、町村部におられる生活保護受給者の200名を対象にしまして、実際にアプローチできた方というのがそのうち143名、できなかった方は57名ということだったんですけれども、できなかったというのは、保護がその途中で廃止になってしまった方もいるんですが、拒否ということで51名の方はこういった訪問を拒否されたということがございました。単純に訪問されるのが嫌だという理由ですとか、精神的、能力的に指導を受けられる状況にはないといったこととおっしゃられる方もいます。また、かかりつけ薬局、かかりつけ医から指導を受けているので結構ですと、そういう方々もおられたという状況にございます。

この事業の結果、どのような変化が見られたかと申しますと、指導対象者の指導を受ける前のレセプト点数ベース、それから指導後のレセプトの点数のベースで比較をしてみましたところ、1人当たりという単位で換算しますと、約1月で4,645円の減という状況が見られております。これは年ベースにしますと結構な額になるということで、先ほど申し上げた県の医療扶助の全体像から見ると、金額的には大きくないかもしれませんが、こういったところから1つずつ突き崩して市のほうにも広げていきたいと考えております。

この事業の中で、薬剤師さん等から指導を実施した上でいただいたアドバイス等につきましては、行政がやる広報は有効だねと。例えば厚労省などでもいろいろな啓発グッズ等を作成して、シールですとか、そういったものを配布しているのはいいと。それから単なるジェネリックだけでなく、いわゆるオーソライドジェネリック、AGと言われているようなものこういったものだと薬剤師も安心して勧められるし、勧めやすいねという話もございました。

それから、実際に患者さんに説明するときには、服用した後、もし違和感があるんだったら、また元の先発品に戻すことができるんだよということを伝えながら指導するというのも効果的であったということが挙げられております。

また、高齢者などに勧める場合には、そのご家族の方にも一緒に説明をした上で、ご家族で理解を得るとというのが重要だということも言われております。

それから、お金に関することを余り言い出すと、やはり過剰に反応してしまって、国家財政が云々ということは二の次にして、ほかの理由、患者さんの健康のためということを前面に出して指導には当たるべきだということも挙げられております。

それと、後発医薬品についてはデメリットがないんですよということを少し丁寧に説明し

てあげると安心感が得られたと。

また、高齢者の方なんかですと、お医者さんからの言うことだとよく聞いてくれるケースが多いので、医師からのアプローチは特に有効だというような話も、この結果分かっております。

後発医薬品使用促進事業については、以上でございまして、もう一つの事業といたしまして、今度は資料10ページになります。

院内処方実施医療機関への協力依頼ということで、こちらは医療機関向けでございまして。

こちらについては、我々の方で平成27年度から実施して、今年で3年目になります。大体年間約30の医療機関さんにご協力をいただきまして、こちらのほうであらかじめ統計上、後発医薬品の使用割合の低い医療機関さんを中心に、直接ご訪問させていただきまして、その状況をお伝えするとともに、何かジェネリックの普及に関して問題点等はないかあるいはこうしたらいいのではないのでしょうかというようなことを直接、相手の院長さんですとか、事務長さん、薬剤部長さん、こういった方々とお話をさせていただいております。

これにつきましては、それでは少しかいつまんでですけども、出たお話としまして直接我々が生で聞いているお話でございまして、例えばいい話としては、門前薬局に対しまして、ジェネリックの使用について患者さんに声かけをしていただくよう依頼しておく効果的であったというようなことも、病院の方から聞いていたり、それから逆に点数の上で、先発品とそこまで変わらないジェネリックもあるので、そういった場合は切りかえの手間がかかるだけで、効果が薄いというケースも聞いております。

それから、テープですとか、外用剤、そういったものはやはり先発品と後発品では違うというようなお話もありまして、飲み薬の場合でもコーティング剤は若干効果が異なるというようなお話を聞いております。

その他いろいろ参考になる意見をこちらのほうでお伺いをさせていただいたところでございます。

その結果、数字的なものを申し上げますと、院内処方と院外処方とで分けて申し上げますと、平成28年はまず院外の方ですね。薬局で調剤をされる部分、院外処方は全国で後発医薬品の使用割合72.1%であったものが平成29年は74.8%に増えてございます。これは先ほどと違ひまして、生活保護の関係する部分の数字ということですので、全体のものとは若干異なるかとは思いますが、傾向的にはそれほど変わらないかと思っております。

また、今のは全国の数字で埼玉県に特化しますと、平成28年は院外処方74%であったもの

が平成29年は77.2%に増えております。

一方、我々が先ほど回らせていただいたと申し上げた院内処方につきましては、平成28年の全国の数字60.0%であったものが平成29年には63.3%に伸びまして、県内の数字につきましても62.5%であったものが65.4というふうに着実に伸びているというような状況が伺えます。

それでは、社会福祉課からの報告は以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○新藤議長 ありがとうございます。

続きまして、朝霞保健所からお願いいたします。

○中山担当課長 朝霞保健所の中山と申します。

それでは、朝霞保健所が事務局となっております南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会につきまして、御報告いたします。

着座にて失礼いたします。

資料の11ページを御覧ください。

当協議会が今年度実施したことといたしましては、大きく3つございます。

1つ目は、ジェネリック医薬品に関する意識・実態調査の実施。2つ目として、会議の開催。最後に3つ目として、報告書の作成です。

順番が前後しますが、まずは2の会議の開催についてご報告いたします。

当協議会は、一昨年6月に、県薬務課から地区協議会の設置についての打診を受け、ジェネリック医薬品をめぐる問題点、課題の抽出と南西部保健医療圏の地域特性の調査、さらにそれらをもとに普及促進策を検討して県の協議会に報告、提言を行うというスタンスで、一昨年11月に第1回会議を開催しました。

その後、昨年3月に第2回会議を開催し、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会の取り組みを各委員からご報告いただくとともに、資料の1番で示しております調査で使用する調査票の内容を御協議いただきました。

そして、昨年5月に調査を実施し、8月に開催した第3回会議でその結果を報告するとともに、ジェネリック医薬品の使用促進を図る上での問題点と課題について御協議いただきました。

続いて、昨年12月にジェネリック医薬品の安心使用促進への取り組みに関する当協議会としての報告書の素案を御協議いただき、第4回の会議をもって当協議会の会議を終了することといたしました。

次に、1番のジェネリック医薬品に関する意識・実態調査の結果ですが、回収率は資料のとおりで病院、診療所、薬局からは、かなり御回答いただけたと評価しております。

そして調査結果からジェネリック医薬品の使用促進における課題が5つ挙がりました。

1つ目として、ジェネリック医薬品及びジェネリック医薬品のメーカーに対する信頼の向上、2つ目として、ジェネリック医薬品の使用に対する患者の考えを反映させる手段、3つ目として、薬局が調剤する医薬品に関する情報の医師との共有、4つ目として、医療費の自己負担がない人や自己負担割合が少ない人への啓発、そして最後に、ジェネリック医薬品の使用を阻む制度上の課題です。

これらの課題から、当協議会といたしましては、メーカーに対して5つ、医師、薬剤師及び患者に対してそれぞれ1つ、国に対して5つ提言したいと思います。

まず、メーカーに対しましては、ジェネリック医薬品メーカーの存在をアピールしてください。

2つ目として、医療分野における専門性を高めてください。

3つ目として、医薬品の情報提供体制を強化してください。

4つ目として、医薬品を安定的に供給してください。

5つ目として、品質の向上等に業界全体で取り組んでくださいということです。

次に、医師に対しましては、患者さんにジェネリック医薬品について説明をしてくださいということです。

続いて、薬剤師に対しましては、調剤する医薬品をどのように選んでいるのか、医師や患者さんに知らせてくださいということです。

さらに、患者さんに対しましては、自分が服用する、使用する医薬品について質問しましょうということです。

そして最後に、国に対しましては、ジェネリック医薬品の価格を1つにしてください。

信頼できる医薬品を容易に選べる制度を設計してください。

先発医薬品とジェネリック医薬品の適応症を統一してください。

薬剤変更に関する疑義照会の規制を再検討してください。

そして相手に合わせた啓発の内容、方法を検討してくださいという5つになります。

協議会の報告書については、現在委員の最終確認が終わり、近日中に完成する予定です。そしてこの報告書について地区医師会、歯科医師会、薬剤師会と県薬務課に報告することをもって、当協議会の業務を終了したいと思います。

以上です。

○新藤議長 ありがとうございます。

続きまして、衛生研究所薬品担当から御説明をお願いいたします。

○濱田専門研究員 埼玉県衛生研究所薬品担当の濱田から御説明申し上げます。

着座にて失礼させていただきます。

資料の12ページをご覧ください。

後発医薬品品質確保対策事業ということを行っております。

その事業の概要といたしましては、先発医薬品と後発医薬品の同等性を確保するため、一斉監視指導において立入検査によるGMPの指導を行うとともに、品質確認のための試験検査を実施するというものでございます。

当衛生研究所では、この品質確認のための試験検査として溶出試験を行っております。

平成29年度の実施結果でございますが、今年度、平成29年度は抗ウイルス化学療法剤32製剤及び抗血小板剤1製剤について検査を実施しております。そちら溶出試験をまだ実施中でございます。

ちなみに昨年度、平成28年度は持続性抗アンジオテンシンⅡ受容体拮抗剤、こちら高血圧のお薬でございますけれども、こちら20製剤と非ステロイド性鎮痛抗炎症剤10製剤について溶出試験を行いました。こちら規格検査でございますが、全て適合でございました。

なお、埼玉県は、このほかに国立医薬品食品衛生研究所を中心としてジェネリック医薬品品質情報検討会を厚労省が行っており、そのワーキンググループに参加しております。こちらはさらに詳しい後発医薬品の溶出試験を実施しております。この実施結果につきましては、医療用医薬品最新品質情報集、いわゆるブルーブックと申しまして、こちらジェネリック医薬品品質情報検討会のホームページのほうから随時公開されております。御参考になさってください。

以上でございます。

○新藤議長 ありがとうございます。

ただいま事務局及び各出席者の方々から本年度の事業結果及び関係各課所の取り組み状況について御説明がありましたけれども、委員の先生方で何か御質問ありますか。

どうぞ。

○亀井委員 2つ教えてください。もしかすると、私が聞き漏らしたかもしれません。

一つ目は、南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会についてです。この

協議会は、大変いいことを行っているんじゃないかと思いつつお話を伺っておりました。このような取り組みはほかの医療圏でも行っているんじゃないか。教えてください。

二つ目は、先ほど南西部保健医療圏ジェネリック医薬品安心使用促進協議会のアンケート結果のご報告内容は、どれも本当に的を射た内容だと思いました。中でも、国に対して5点ほど具体的に挙げられていたかと思います。この内容を直接国に対してお伝えになられるのですか。そのあたりについて伺えればと思います。お願いいたします。

○青木主幹 ほかの医療圏に広げるという取り組みなんですけれども、現段階では来年度から南西部保健医療圏に代わって、ほかの医療圏でも開催するという事は、今現段階ではちょっと調整ができておりませんで、広げられる状況ではないということになっております。

アンケートの結果につきましては、我々のジェネリック医薬品安心使用促進協議会、こういった事業を含めて皆、厚生労働省に報告する形になっておりますので、地区協議会を開催して、こういった結果が出ましたということは国に全部報告する形をとっております。

以上でございます。

○新藤議長 ほかにかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、続きまして、報告事項のウ、志木市との連携事業について、本日御出席いただいております志木市保険年金課榎本様から志木市の取り組みについて御説明をお願いいたします。

○榎本課長 志木市の榎本でございます。着座にて御説明させていただきます。

資料の13ページを御覧ください。

まず、ジェネリック医薬品希望カードの配布でございます。

事業の概要といたしましては、被保険者証の一斉更新時、毎年10月に行っておりますが、その際にジェネリック医薬品希望シールを同封いたしまして郵送しております。また、窓口でも随時配布している状況でございます。

29年度の実施結果につきましては、後ほどまとめて触れたいと思いますので、30年度の実施計画といたしまして、やはり同様に行っていく予定としているところでございます。

次に、14ページを御参照ください。

ジェネリック医薬品差額通知の作成、発送ということで、県内全市町村が取り組んでいるところでございますが、内容的にはほぼ同様と認識しております。後発医薬品の慢性疾患に係る薬剤について、自己負担額で300円以上の削減効果が見込めるものを対象に、年2回通

知しているところでございます。当市の場合、4月の発送の際は240件、10月発送の際は656件ということで、対象となる薬品が増えた関係で件数が倍増している状況と聞いております。30年度におきましても、同様の事業を予定しているところでございます。

次に、15ページになります。

イベント時における啓発物資の配布ということで、当市におきまして行っておりますノルディックウォーキング・ポールウォーキング全国大会、29年度につきましては第3回目となりましたけれども、この参加者に対しましてウェットティッシュを配布しております。ウェットティッシュはお手元に配付いただいているものに志木市のけんこう大使に当たっておりますカパルのキャラクターを入れたものを、薬務課さんの協力を得て作成した上で配布している状況でございます。

29年度の実施結果につきましては、5月21日に開催いたしまして1,054名の参加をいただきました。

30年度におきましても、第4回目の全国大会を開催予定でして、5月20日の予定でございますが、同様の取り組みをしたいと考えております。

次に、16ページを御参照ください。

保険医療機関等への働きかけということで、先ほど報告等の中にもありましたけれども、志木市地域医療連絡協議会に埼玉県薬務課様に御出席いただきまして、ジェネリック医薬品の使用促進状況について情勢などの御説明をいただいているところでございます。

29年10月26日に開催いたしましたものと、第2回目といたしまして3月22日に開催を予定しているところでございます。30年度につきましても、引き続き同様の取り組みを行いたいと考えております。

終わりに、17ページ、18ページのグラフ等になりますけれども、17ページにつきましては、ここに載っております29年4月から11月までの切りかえ人数のグラフとなっております。全国的にシステムの入替えがあった関係で、12月直近の数字が入っていない状況でございますが、10月に通知いたしましたものが反映して、切りかえ人数が大きく伸びている状況と認識しております。

18ページにつきましては、こちらはジェネリック医薬品利用率となっておりますけれども、内容といたしましては品目数をもとにした率となっております。八潮市さんを例に出させてもらっていますが、12月現在の数字等ですと、一番率がよいのは吉川市さん、2番が八潮市さん、3番が三郷市さんと認識しております。志木市を含めました朝霞地区4市につきまし

ては、比較的低いほうで推移している状況でございます、なるべく目標値に達成いたしますように今後も取り組んでいきたいと考えているところでございます。

志木市の状況といたしましては、以上でございます。

○新藤議長 ありがとうございます。

ただいまの志木市さんの取り組み状況について御質問は何かありますか。

どうぞ。

○柴田委員 協会けんぽの柴田です。

14ページのジェネリックの差額通知の件なんですが、志木市さんというよりも埼玉県全体での話ですが、まずこの差額通知は、国保連の委託事業ですよ。

先ほど件数がふえた背景をしっかりとどの程度把握されているかというところが一部あるんですけども、市町村ごとの個々の運営協議会でもジェネリックのお話をさせていただくんですね、差額通知をしているという事実だけはあるんですが、その通知の後のフォローその他について、今質問させていただく国保連さんへの委託をしているものですから、実際には委託して実施をしているというところで終わってしまっているケースが非常に多いというふうに感じています。各市町村ごとに全てやっていくと費用がかかってですね、効率的ではないというところではあるんですが、言い方は若干悪いかもしれませんが、丸投げ状態になっているケースが非常に多いというふうに感じておりますので、ぜひ県の薬務課さんを中心に、お金を使うだけじゃなくてですね、実質的なところに落とし込めるようにやっていただけたらありがたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○新藤議長 国保は4月から今度市町村国保じゃなくなりますよね。そうすると、もっとやりやすくなるのかな、どうですか。県が単位で実質やるようになると、ぜひ今の提言もよく考えてやっていただきたいと思いますが、ほかに御質問ありますか。

どうぞお願いします。

○赤沼主幹 国保医療課でございます。

今お話いただいたとおり、国保は4月から県と市町村の共同運営となります。昨年9月に県と市町村の共同運営の指針となる国保運営保方針を国保運営協議会の委員の皆様のご意見等もいただきながら定めたところでございます。お手元の資料の8ページにも記載させていただきましたが、国保運営方針では、平成33年度にジェネリック医薬品数量シェアを80%以上とする目標を市町村の皆様と話し合いをさせていただいた上で決めさせていただいたところでございます。

柴田委員から貴重な御意見をいただきました。いただいた御意見等を踏まえながら、県といたしましてはジェネリック医薬品の使用促進のため、希望カード、希望シールのほか医療費差額通知を引き続き市町村とともに取り組んでいきたいと考えております。

○新藤議長 ありがとうございます。

亀井先生どうぞ。

○亀井委員 亀井でございます。

今、御発表された資料18ページについて、各国保保険料ジェネリック医薬品利用率が1番高いのは吉川市ということですが、その第1位と第2位の二つの市町村の利用率が群を抜けて良いようですね。なぜなら、全市町村利用率の平均値を見ると66.3%ですが、第3位の新座市の利用率は65.7%と平均値よりも低い値を示しています。ということは、全体として第1位と第2位の市町村が飛び抜けて良く、あとの市町村の利用率はドングリの背比べみたいになっていることが推測されます。そこで質問は、いただいた資料には特に示されていない第1位と第2位のこの2つの市で何か特別な取り組みをされていらっしゃるのか。それとも特別な取り組みをしている訳ではないが、たまたま利用率が良いのか、数字を裏付けるような背景等あれば、その辺を教えていただければと思います。

○青木主幹 薬務課のほうから回答させていただきます。

こちらの吉川市、八潮市、三郷市、こちら草加保健所の医療圏でございまして、南西部保健医療圏地区協議会を開催する前に、実際に薬剤師会の先生方のところに出向きまして、何で高いのかということをお聞きしたところ、地域に中央病院グループがありまして、こちらがどうもジェネリックを積極的に使用していると。三郷市ですとみさと健和病院さんと三郷中央病院さんという中央病院グループの病院が、吉川市にもあって、その医療法人のグループが積極的に使っているの、高いのではないかとということで、やはりほかの高い市町村を見ますと、やはりDPCという包括医療費の支払い制度、そういった医療機関が地区にある市町村は比較的高い傾向にあるということをつかんでおります。

以上です。

○新藤議長 どうぞ。

○柴田委員 すみません。参考資料2の市町村ごとのデータを見ていただくと、1位と2位の市が飛び抜けていいという訳ではないと思います。ただ、今言われたとおり、中心となる病院がやっている地域は、間違いなくよくてですね、先ほどの薬局のアンケートの結果の中でも、周りの病院がやっていないのでジェネリックを余り使っていないというような話もあり

ます。地域で引っ張っている医療機関があると、よくなる傾向も大きいのかなと思います。

○新藤議長 ほかに御意見ありますか。

いろいろ活発なご意見出ましたので、事務局のほうで適正に対応していただきたいと思いますが、次に協議事項ですが、平成30年度事業計画案について御説明をお願いいたします。

○天下井課長 平成30年度事業計画（案）について御説明させていただきます。

着座にてお願いします。

資料19ページをお開きください。

まず、研修会等のうち勉強会でございます。

平成30年度も継続して、郡市医師会や地区薬剤師会を対象としたジェネリック医薬品勉強会を開催してまいります。

次に、工場視察でございます。

県内ジェネリック医薬品メーカーである高田製薬株式会社の協力を得て、地区薬剤師会等を対象とした工場視察を継続して実施するものでございます。

続きまして、普及啓発活動でございます。

映画館用啓発CMの作成、上映でございます。

映画館において、映画本編の前に放映されるCMを作成し、映画館で上映することで、より多くの県民にジェネリック医薬品の使用促進について普及啓発してまいります。

普及啓発資材につきましては、ジェネリック医薬品の使用促進に係る普及啓発資材を作成し、各種イベントにおいて配布するものでございます。

30年度に作成するものについては、これから検討してまいります。

次に、全国健康保険協会埼玉支部と連携した啓発活動でございます。

平成28年度は県民向けセミナーを開催いたしました。

今年度については、先ほどご報告したとおり、ジェネリック医薬品使用促進をテーマとした座談会を開催し、埼玉新聞に掲載を予定しております。来年度も引き続き協会けんぽさいたま支部と連携し、メディアや広報紙等によるPR活動を実施してまいります。

その他に移ります。

汎用ジェネリック医薬品リストの拡充でございます。

今年度作成いたしました埼玉県ジェネリック医薬品モデル病院・採用リストを更新するとともに、協力病院をふやすことにより、より一層充実したリストにしてまいります。

ジェネリック医薬品採用に苦慮している医療機関、薬局の一助となり、使用促進につなが

るものと考えております。

続きまして、市町村協議会の継続でございます。

平成26年度から志木市と事業を連携しているところでございますが、県及び市が開催する協議会の相互の出席や県が作成した普及啓発資材を活用していただき、志木市が開催するイベントにおいて普及啓発活動等の取り組みを継続してまいります。

県民に対する普及啓発でございます。

毎年10月に開催する「薬と健康の週間」で、ジェネリック医薬品の普及啓発活動を重点的に実施するものです。具体的には、県薬剤師会の協力を得て、薬局に来局した患者様にジェネリック医薬品使用促進に係るリーフレット等を配布するとともに、声かけをするものがございます。また、継続して利用差額通知を実施してまいります。

医療機関への働きかけ、これは福祉部社会福祉課が行うものでございます。

生活保護受給者に対するジェネリック医薬品の院内処方について、ジェネリック医薬品の使用割合が低い医療機関を個別に訪問し、使用促進の協力の依頼を継続してまいります。

以上で平成30年度事業計画（案）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ください。

○新藤議長 ただいま事務局のほうから御説明がありました。御意見はいかがでしょうか。

1ついいですか。

医療機関向けの働きかけというのは必要なんですけども、調剤薬局への働きかけというのは、これ項目でこういうのはないんですか。院外処方の多分数字が出ていないんですが、処方箋で後発品にかえていいという処方箋を出されている医療機関はおそらく9割近いと思うんですね、現在。ところが現実に出してきたような数字、実際に埼玉県は7割ぐらいですか。調剤薬局でとまっちゃっているようなところがあるんですね。その辺を調剤薬局のほうで後発品にかえてもらうような啓発活動というのは、この事業計画の中で必要じゃないかなと僕は思うんですけども、いかがでしょうか。

○青木主幹 薬務課から回答させていただきます。

研修会のところで報告させていただきましたとおり、勉強会の開催を地区薬剤師会の会員を対象に実施しているところでございます。また、工場視察も薬剤師会の会員を対象に実施をしているところでございますので、薬剤師の先生方に、ジェネリック医薬品に切りかえていただく、少しでも不安を払拭していただくような啓発活動は実施しているところでございます。

○新藤議長 わかりました。

あと、先ほど朝霞保健所さんから言われた後発医薬品の価格を一定にしてほしいという話ですけれども、これは今の医療保険制度じゃ無理なんですよね。むしろもっと国に言うのであれば、先発医薬品で特許の切れたものは後発医薬品と価格を一緒にしちゃえばいいんですよ。そうすれば何の問題もないんですけれども、そういうことも国に言ってほしいと思うんですけれども。

○中山担当課長 現行、後発医薬品の価格は、3つに分類されています。協議会での意見交換の中で、先発医薬品とジェネリック医薬品の価格に差があることについては、研究開発費の差だろうということで理解ができるのですが、後発医薬品の中で3つの価格帯があるというのは、あくまで医療機関への納品価格の差であって、安いものは、何かやはり本来やるべきことをやっていないから安く納品できるのではないかというような邪推といたしますか、そういった推察が働いてしまい、ジェネリック医薬品に対してプラスの印象を持ってない理由になっているのではないかという話がありました。そのため、価格を1つにしてくださいというのは、先発医薬品も含めてであればもちろんそれはそれでいいのですが、少なくとも後発医薬品の価格を3つに分けることで、医療機関側がそのように考える面があるということをお伝えするのがいいのではないかという理由で、国への提言としております。

○新藤議長 どうぞ。

○柴田委員 協会けんぽの柴田です。

今、新藤先生からお話があって、実は先ほど提言のところは質問しようかなと思っていたんですけれども、協議会とどういう位置づけで提言を出すのか。一般の人たちの議論の中でこういう意見がありましたよといって出すならいいんですが、そうじゃなくて今、新藤先生が言われたとおりですね、ジェネリックの価格を1本にしましょうというところとか、幾つか提言として機能するのか難しい部分もありそうな気がするんですよ。もし国に上げるのであれば、場合によってはこの提言を受けてこの場でその提言をもんでやるとかしたほうがいいんじゃないかと、先ほどちょっと感じ取りました。ただ、協議会の報告としてこうだつたと出すならいいのですが、そうじゃなくてある程度ここでみんなが認識しながらというのだと、中身でもう少し練ったほうがいいかなという思いがあるんですけれども、いかがなものでしょうか。

○新藤担当部長 朝霞保健所の新藤でございます。

朝霞保健所の協議会は、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会の現場の声を集約して、県の

協議会にお届けをするというスタンスで運営されていたものです。地区協議会の提言につきましては、そのまま国へ提出するというものではなく、先ほど先生がおっしゃっていましたように、県協議会でさらにご検討いただくということにつきましては、当方でも同様に考えております。

○新藤議長 皆さんご存じかどうかかわからないですけども、古い話をしていますが。

このアクションプランが出たころですね、実は国のほうが先発メーカーに後発医薬品と同じ価格でどうだという話をしたらしいんですよ。それを先発メーカーが拒否したという経緯があります。それで、なぜ拒否したかというのはですね、特許を受けて申請をして薬価が決まりました。その薬価がずっと特許が切れるまで同じ薬価だったらジェネリックと同じ薬価にするらしいんです、国は。ところが2年ごとの薬価改定で先発品が薬価を落とされますよね、何%か。そうすると、その分の収益が先発メーカーがないわけですよ。ないのにジェネリックと同じ値段にされちゃうともっと収益が少なくなっちゃうから、失った分の収益を得たいから差をつけてくれというふうに言って、国もそれはしようがないなということで、先発メーカーと後発品メーカーの差をつけたというのが実情です。

でもそれを言い出した頃というのは、先発メーカーはまだ売れると思っていたんですよ、その薬価でも。ただ、今の時代になって、古い薬、先発メーカーの薬がほとんどもうシェアとして出ていないような状態で、まだそれを先発メーカーがこだわるのかなと、僕は気がするんですけども、むしろ後発品メーカーと同じ薬価にしたほうがそのままその薬使えますからね。先発メーカーとしてもメリットがあるんじゃないかなと僕は思うんですが。

それから、後発品メーカーの値段が違う理由はですね、最初に特許が切れたときつけた値段が後発品メーカーの一番高い薬なんですよ。後からつけた、6カ月ごろ、それから1年後に後発品として申請した薬はもっと安くなるという、そういう薬価制度の仕組みらしいんですよ。なぜそこに差が出るのかは、よくわかりませんが。製品が安く入るからどうだとか、高く入るからどうだということは、国は考えていません。あくまで申請した時期によってその薬価が決まるということになっておるようです。

○新藤議長 どうぞ。

○柴田委員 どなたか言ったオーソライズドジェネリックについてですが、同じメーカーがジェネリックとしてオーソライズドジェネリックをつくっているのがある一方で、それだけを売買しているケースとか、最近ジェネリックに絡むところが大きく動いているところです。ジェネリックの価格も3価格帯となり、公定価格なので少しずつ下げられています。あと、

シェアがどこまで広がったかというのが非常に重要なところですので、正しくいろんな理解しながら動いていったほうがいいのだらうと思います。

○新藤議長 ありがとうございます。

杉林先生。

○杉林委員 皆さんの御議論ですが、大変いい話になってきたかなと思って、僕も最初に亀井先生が御質問になりましたが、朝霞保健所のここが大変よくて、本当にどこかの論文誌でも出したほうがいいんじゃないかなというふうに思いました。

新藤会長がおっしゃったことでもそうですし、柴田委員のおっしゃったこともそのとおりなんですけれども、せっかくこう一般の方の意見というのはすごく反映されていて、それは会長もおっしゃったけれども、無理ですというのは我々がわかるのが幾つもありましたね。それと今もオーソライズドジェネリックの話が出ましたですけれども、オーソライズしていくのは国でも県でも何でもなくて、一企業ですから、そのオーソライズという言葉自体がやっぱり先に行ってしまうと、オーソライズされているからそれはいいんだというのもちよつと変なところがあるので、ここでの議論を朝霞保健所のやられたことに関して、何かちよつとコメントを少しずつ入れて、それは余りコメントをやっていくと、またいつまでたっても公表できないという問題もあるので、何かできればいいなというふうに感じました。

○新藤議長 ありがとうございます。

ほかの委員の先生方で何か御意見ありますか。

どうぞ。

○町田代理者 今の話とは違う計画の中でよろしいですか。

○新藤議長 はい。

○町田代理者 代理で来ております町田と申します。病院薬剤師会の理事をしております。

県民の啓発事業の中にさまざま取り組まれているのは、先ほどの報告でわかったんですが、お薬を飲んでいる人にお薬をかえてもらいたいという要望は、我々消費者に難しいというんですか、要は病気になった人に病気のことを説明するのは道理ですけれども、なかなか理解が乏しい。逆に病気になっていない人、つまりお薬を飲んでいない小学生、中学生、高校生にジェネリックのよさということを啓発する機会というものはあるんですか。効果的には非常に先の効果しかないんですけれども、飲んでいない、これから飲むであろう子たちに後発医薬品の有用性をお伝えするというのは、ある意味、未来永劫的にこれが続くんじゃないのかと私は思って、それを計画に盛り込まれるのはいかがなのかなと思ひまして。

○新藤議長 いかがでしょうか。

○天下井課長 薬務課のほうでは、日本薬科大学と共催で一日高校生薬剤師体験教室というものをやっておりますので、そちらの事業の中に取り入れることは可能と思っておりますので、そちらは全県の生徒さんを対象としまして、埼玉県に住んでいるか、または埼玉県内に就学しているかの方を募りまして、毎年60名近くの方がおいでになっていきますので、その方からまた情報発信していただくことはできると思います。

参考にさせていただきます。

○新藤議長 ありがとうございます。

ほかには御意見いかがですか。

いろいろ意見が出ましたので、事業計画の中にいろいろ追加して実施することによろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○新藤議長 それでは、そういうことで本事業計画について本協議会として承認いたします。

議事は以上となりますが、そのほかに事務局から何か説明する事項はありますか。

○天下井課長 特にございません。

○新藤議長 それでは、全ての議事が終了いたしましたので、議長の任をおろさせていただきます。

御協力ありがとうございました。

○(司会) 丹戸副課長 新藤会長、委員の皆様、大変ありがとうございました。

本日は、委員の皆様には貴重な御意見等をいただきまして、心より感謝申し上げます。

以上をもちまして、協議会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時54分 閉会